

日本学校メンタルヘルス学会会則

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は、日本学校メンタルヘルス学会（英語名称：The Japan Association for School Mental Health）と称する。

【目的】

第2条 本会は、次のことを目的とする。

- 1.学校教育・学校保健におけるメンタルヘルスの研究を促進する。
- 2.研究成果や意見・情報を交換し合い、学校を中心とした児童・生徒・学生等青少年ならびに教師・家族・地域社会のメンタルヘルス向上に寄与する方策を、統合的に講じる。
- 3.会員の資質の向上および相互交流を図る。

【事務局】

第3条 本会の事務局は、細則に定める。

第2章 事業

【事業】

第4条 本会は、第2条にかかげた目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1.会員の研究の促進と交流を図ることを目的とする年次大会(日本学校メンタルヘルス学会大会と称す)を開催し、年次総会、講演会、研究会、シンポジウム等を行う。
- 2.会員の研究促進と資質の向上を図るための諸活動(研究会、ワークショップ等)の実施。
- 3.会員相互の連携および交流、学術研究発表を目的とする学会誌(「学校メンタルヘルス」と称す)の発行。
- 4.内外における学校メンタルヘルス関連諸科学諸団体との連絡交流。
- 5.その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員

【会員】

第5条 本会の会員は次の通りとする。

- 1.正会員は、本会の目的に賛同する個人であって、理事会の承認を得た上で会費を納めた者とする。
- 2.賛助会員は、本会の目的に賛同する個人または団体で、理事会の承認を得た上で賛助会費を納めた者とする。会費の額は細則に定める。
- 3.購読会員は、学会誌等本会の発行物の購入のみを目的とする団体、法人等で、会費を納め、

発行物の送付を受けるものとする。

4.会員は、毎年1回会費を納入しなければならない。会費の額は細則に定める。

5.上記会員中、正会員および賛助会員のみが、学会誌への投稿及び研究会における研究発表を行うことができる。

【入会】

第6条 本会に入会しようとする者は、入会金および当該年度の年会費を添えて、所定の入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。

【退会】

第7条 本会の退会を希望する者は、退会届を事務局に提出する。3年度にわたり会費の納入を怠った者については、理事会の承認を得た後、理事長が退会させることができる。退会した会員が再入会する際は、滞納分の年会費の納入を必要とする。

【除名】

第8条 本会の目的に反する行為を行った者については、理事会の承認を得た後、理事長が除名させることができる。除名された者は本学会に再入会することはできない。

第4章 組織及び運営

【役員】

第9条

1.本会の運営に当たるため、次の役員を置く。

①理事長 1名

②副理事長 1名

③理事 30名以内

④評議員 30名以内

⑤監事 2名

2.理事長、副理事長は理事の定数に含めるものとする。

【役員任期】

第10条 役員任期は3年とし、改選のあった年次総会の年度の3月31日をもって任期を満了する。ただしその再任をさまたげない。役員に欠員が生じた場合は、評議員会において選任された正会員が残る任期間を代行する。

【理事長】

第11条

- 1.理事長は、理事会において理事の中から選出され、評議員会、総会の承認を得る。
- 2.理事長は、日本学校メンタルヘルス学会を代表する。

【副理事長】

第 12 条

- 1.副理事長は、理事の中から理事長が選任し、総会に報告する。
- 2.副理事長は、理事長を補佐し、理事長の職務遂行に支障ある場合はこれを代行する。

【理事】

第 13 条

- 1.理事は、評議員の中から互選し、総会に報告する。
- 2.理事は、理事会を構成し、職務を遂行する。
- 3.理事長は、正会員の互選による理事の他に若干名を理事として委嘱することができる。なお、本項により選出された理事は第 9 条に規定される理事の定員に含まれる。

【評議員】

第 14 条

- 1.評議員は、正会員の中から互選し、総会に報告する。
- 2.評議員は、評議員会を構成し、職務を遂行する。

【理事会】

第 15 条 理事会は理事によって構成され、理事長を補佐し会務を分掌する。

【評議員会】

第 16 条

- 1.評議員会は、毎年 1 回理事長が招集する。評議員会は、理事会の業務に関して報告を受け、審議助言を行なう。
- 2.評議員会は、理事長、副理事長、理事及び評議員によって構成され、会の運営に関する方針の作成及び事業執行の任に当たり、次の委員会を置く。
①企画委員会 ②編集委員会 ③会計委員会 ④広報委員会 ⑤倫理委員会 ⑥その他

【監事】

第 17 条 監事は、理事長により、正会員の中から委嘱される。監事は、本会の会計を監査し、理事会、評議員会及び総会において報告する。

【事務局長】

第 18 条 会務を速やかに執行するため、事務局長を置く。

- 1.事務局長は、理事長により、正会員の中から委嘱される。
- 2.事務局長の執務に関して必要な事項は、理事長が定める。

【顧問】

第 19 条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、学識および経験豊かな者で学校メンタルヘルスの発展に貢献した者の中から、理事会において推薦し、総会の承認を得て委嘱される。顧問は、学会の運営に関して意見を述べることができる。

第 5 章 総会

【総会】

第 20 条

- 1.本会の事業および運営に関する重要事項を審議決定する場として、総会を置く。総会は、正会員によって構成され、本会の最高議決機関とする。
- 2.総会は、毎年 1 回開催される年次大会の時に、理事長が召集する。ただし評議員会が必要と認めた時又は正会員の 3 分の 1 以上が書面をもって請求した場合は、この限りではない。

【総会承認事項】

第 21 条 次の事項は、総会の承認を経なければならない。

- 1.理事長、顧問の任命と委嘱。
- 2.年次大会の開催。
- 3.事業報告。
- 4.会計報告。
- 5.会則の変更。
- 6.その他評議員会において必要と認めた事項。

【決議】

第 22 条

1. 理事会、評議員会は議決に加わることができる現在数の過半数の出席をもって成立する。
2. 理事会、評議員会、総会の決議は、出席者の過半数の同意をもって成立する。欠席する場合は、委任状により出席に替えることができる。

第 6 章 雑則

【会計年度】

第 23 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。決算及び予算案

は、年次総会において審議決定する。

【附則】

第 24 条

- 1.この会則は、1998 年 1 月 10 日より施行する。
- 2.この会則は、2014 年 1 月 26 日に修正改正し施行する。
- 3.この会則は、2022 年 2 月 12 日に修正改正し施行する。

【細則】

- 1.本会の事務局は、東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンターに置く。
- 2.細則の変更は、理事会の議決による。
- 3.第 5 条の 2 について賛助会員は次の資格を有する。
 - 1) 賛助会員は無記名に 2 名まで正会員扱いとする。ただし、個人の賛助会員については賛助会員本人以外に無記名に 1 名まで正会員扱いとする。
 - 2) 賛助会員は本学会の大会参加、および発表、セミナー参加等、正会員と同様の資格を有する。
 - 3) 賛助会員には、学会誌が 2 部送付される。
 - 4) 個人の賛助会員以外で正会員扱いとされた者については選挙権・被選挙権を有さない。
 - 5) 賛助会員の年会費は、入会金 2,000 円、年会費 10,000 円とする。
 - 6) 第 5 条の 4 についての正会員の年会費は、入会金 2,000 円、年会費 5,000 円とする。